

FTA 利用のための基本要件項目

1. 輸出／輸入製品がどの HS コードに分類されるか、また当該 HS コード製品に適用される FTA 税率がどれくらいかを調べる

- ① 日本からの輸出であれば、FTA 相手国の HS コードと FTA 税率を調べる
JETRO のホームページにある「World Tariff」で各国の関税率を調べられる
<http://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff>
- ② 日本への輸入であれば、日本税関の実効関税率表で該当する HS コードと FTA 税率を調べる
<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>



2. FTA 税率が適用されるための要件を調べる

① 原産地規則を満たしているか。

- ✓ FTA 締結国間での輸出入であれば自動的に無税または低い関税率が認められるものではなく、また FTA 相手国産ではない製品を排除する必要がある。すなわち FTA に基づく低・ゼロ関税率が適用できる対象製品の範囲を定めているのが原産地規則であり、FTA 利用に際して極めて重要な要件となる。
- ✓ FTA 税率の適用をうけるため製品に適用される原産地基準には、およそ以下の①～③があり、当該製品がどの原産地基準を満たさなければならないか FTA 協定の原産地規則で詳細に規定されている。同一製品であっても、FTA 毎に原産地基準が異なることがあるので注意が必要。
 - ① 完全生産品
 - ② 原材料のみから生産される製品
 - ③ 実質的変更基準
 - A) 関税分類変更基準
 - B) 付加価値基準
 - C) 加工工程基準

② 積送基準を満たしているか

- ✓ 輸出国から輸入国まで対象製品の原産性を維持したまま輸送するべきとする要件
- ✓ 輸送途中で当該製品に加工が加えられれば原産性を喪失し FTA の対象製品とは見做されなくなる。
 - ① 直送されているか
 - ② 第 3 国を經由（積み替え等）の場合は、Through B/L の写しや積み替え国の官公署が発行する証明書等の運送要件証明書が必要

※上記については紙面の関係から簡略化して記述している。正しくはそれぞれの FTA 協定内容を確認する必要がある。下記税関ホームページで日本が締結している FTA の協定内容が確認できる。

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm#au>